

平成30年6月28日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 山極 壽一（会長）
- 2 委員会名 人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会
- 3 設置期間 幹事会承認日から平成31年6月30日まで

4 課題の内容

（1）課題の概要

- ・環境基本法にもとづき2018年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、少子高齢化・人口減少を主要な要因とする森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣害の増加、生物多様性の低下および生態系サービスの急速な低下が、複雑に絡まり合う環境・経済・社会の課題を伴いながら進行しており、この我が国が直面している深刻な課題の解決には、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に則り、幅広い主体との連携を通じて地域資源を持続可能な形で活用する「地域循環共生圏」の創造が重要であることが謳われている。
- ・環境・経済・社会に与える負の影響の甚大さから、とりわけ重視すべき課題が、土地・資源の「低利用」を主要な要因とする一部野生動物の生息数の激増とそれに伴う急速な分布域拡大である。増加した外来種を含む野生動物の都市への侵入定着も目立ち、人獣共通感染症のリスク増大を含む多様な環境・経済・社会問題は、低利用地域のみならず都市においても今後いつそうの深刻さを増すことが予測される。一方、絶滅が危惧される希少な野生動物の生息環境の保全と個体群再生は、「陸域の豊かさ」を保つための生物多様性の保全における重要な課題の1つである。
- ・国は、2000年以来、野生動物の捕獲強化を含む管理に向けたさまざまな法令整備や法改正を実施し、大型獣による農作物被害額を上回る100億円超の対策費を毎年投入してきたものの、いまだに顕著な効果は認められ

ていない。その主要な理由は、一部の地域をのぞき野生動物管理の専門機関や専門家が不在であり、科学的な知見と多様な主体の参加にもとづく順応的管理が実施されていないことである。科学的な管理の基本であるモニタリングデータの蓄積・整備がなされず、ハンターが趣味で行う狩猟と補助金による「許可捕獲」等、目的も主体も異なる捕獲が個別に実施されているのが現状である。科学をベースにし、多様な主体が連携して総合的に管理に取り組むための有効な野生動物管理システムの整備は、問題の急速な深刻化を鑑みるとわが国における喫緊の課題であるといえる。

- ・捕獲強化の一環としてジビエ利用振興の制度づくりが進められているが、持続可能なジビエ利用のためには、野生動物を再生可能な自然資源として位置づける適切な科学的管理が必須であり、そのためにも新たな野生生物管理システムの構築が急がれる。
- ・国には野生動物管理や被害対策の専門家を登録する仕組みがあるが、体系的な人材養成のシステムは存在せず、研修会の実施など一時的な学習機会の提供にとどまっている。低利用地域がかかえる諸問題や都市の複雑な野生生物問題に精通して科学的な野生動物管理を担うことのできる人材の養成のためには、専門性の高い大学・大学院教育を通じた体系的な教育システムが必要であり、その構築は科学的野生生物管理システムの根幹をなす重要課題であるといえる。

(2) 審議の必要性和達成すべき結果

- ・地方における低利用と大都市への人口集中が急速に進む中、上にその必要性を述べたような科学と多様な主体の参加を旨とする野生動物管理システムを構想して社会に提案することは、持続可能な社会をめざすにあたって急務ともいえる科学的・学術的課題である。
- ・この問題にかかわる現行の法制度および諸外国の制度・ガバナンスの比較考量、低利用地域の環境・社会・経済にわたる諸問題と野生生物管理にかかわる問題の相互関係の統合的な分析・評価、野生生物・自然環境を直接対象とするワイルドライフサイエンス・自然環境保全再生からみた分析・評価にもとづく検討により問題解決に資する有効なシステムおよびその構築に必要な科学的研究課題を、行政、社会、及び研究者コミュニティに対し統合的に提案できる主体は、日本学術会議において他にない。ここに提案する課題別委員会では、環境省をはじめとする関連行政機関や他の主体とも十分な情報交換・協議をすすめながら、科学・学術の多様な分野とかかわる問題を総合的に検討し、緊急性の高い課題の解決に向けた具体的な提案を行う。そのために、審議を通じて主に次のような検討を行い、提案をまとめる。
 - ①加速する高齢化・人口減少によりますます問題が深刻化する低利用地域において有効な科学的野生動物管理を行うにあたっての、現状の法制度・ガバナンスにおける問題点を洗い出し、その解決のための方策を検討す

る。

- ②低利用地域において環境・社会・経済の諸問題に複雑に絡まり合う野生動物問題の位置づけを科学・学術面から明確にし、有効な方策としての科学的野生動物管理システムの具体的なイメージとシステム構築にあたって必要な要件を整理する。
- ③密接な連携のもとに科学的な野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在すでに実践されている多様な試みと海外の先進事例を参考にしつつ、現在から近未来にかけて最適と考えられる在り方を明らかにする。とりわけ、重要と思われる現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成のシステムについては、具体的な提案を行う。

・学際的・分野横断的

諸外国、とくに欧米の制度も参考にしながら現行の狩猟や土地所有に関する法体系と環境・野生動物に関する法体系の間の整合性、および喫緊の課題となっている新たなニーズとの関係を検討し、低利用地域で生じている諸問題の分析・評価による現状把握にもとづく提案をまとめるためには、法学、地域研究、農学等、一部、二部の幅広い分野の研究者の参加が必要である。また、科学的な野生動物管理の具体的なシステム構築には、野生動物や自然環境を直接研究対象とする二部・三部の関連委員会・分科会メンバー、および多様な主体が参加するモニタリングとデータベース構築の具体的な方策検討のためには、情報学委員会のメンバーが参加することにより、分野横断的、統合的な審議を通じて、報告書をまとめることが必要である。

(3) 日本学術会議の過去の関連する検討や報告等の有無

低利用と関連した野生生物管理問題が浮上し、社会的にも重要な問題として認識されるようになったのは比較的最近のことであり、これまで、日本学術会議がこの問題を正面から取り上げて検討・報告を行ったことはない。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- ・平成27年9月に文部科学省高等教育局専門教育課が「大学の農学系学部における鳥獣被害に関する教育の状況について」調査を実施した（報告書は非公開）。
- ・ヨーロッパでは狩猟に関する関連の検討が進み狩猟憲章が公表されている。
http://www.face.eu/sites/default/files/attachments/charter.en-fr.fin_.pdf
- ・日本において検討すべき問題の一部を扱った「狩猟と環境を考える円卓会議」（任意主体から構成）からの提言が発出されている。

(5) 各府省等からの審議要請の有無

環境省自然環境局からの審議依頼（別紙）を受けている。

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

委員会委員を中心に審議を行う。（必要に応じて環境省、農水省、林野庁、文部科学省、国土交通省の関連部局や関連学会・団体から参考人を招聘して審議への参加を求める。委員会主催の公開講演会を開催することにより、この問題に関心をもつ多様な主体の意見を聴取して委員会審議に反映させる。）

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

国土計画・地域計画、法学、環境学、データ工学、低利用問題及び野生生物管理に関連する具体的テーマを扱ってきた分野別委員会・分科会を含む一部・二部・三部からそれぞれ2～5名程度の会員・連携会員、及びこの問題に精通する特任連携会員1～2名を新たに選定し、全体で10～15名程度の委員により構成する。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

緊急を要する課題であることから設置後ほぼ1～2か月おきに数回の委員会審議を経て2019年2月までに答申案をまとめ、関連行政機関等との調整を経たのち、委員会設置期間中に答申をまとめる。なお委員会のうち1～2回（うち1回は地方の事業現場の視察を兼ねる）は公開講演会と同時開催とし、多様な主体からの意見収集に努める。

6 その他課題に関する参考情報

特になし

環自野発第 1806142 号

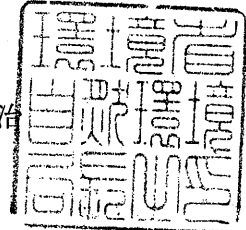
平成 30 年 6 月 14 日

日本学術会議

会長 山極 壽一 殿

環境省 自然環境局長

亀 澤 玲 治



人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する審議について（依頼）

環境基本法に基づき策定された「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）では、その冒頭で我が国の人口減少社会化、人口の地域的偏在の加速化、農林業の担い手の減少による生物多様性の低下等の問題点を指摘したうえで、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の創造を目指すとしています。

また、生物多様性基本法に基づき策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）でも、人口減少が予測されるなか「第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）」が継続・拡大しているとしたうえで、「人口減少等を踏まえた国土の保全管理」、「担い手と連携の確保」等を、「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題」としてあげています。

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において急速な個体数増加や分布拡大がおきており、その被害は農林水産業にとどまらず生態系、生活環境など広い範囲に及んでいます。環境省と農林水産省は平成 25 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、当該二種については当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減させることを目指すこととしています。同対策では、「鳥獣保護法に基づく管理のための捕獲事業の制度化及び支援策の検討」、「鳥獣被害防止特措法に基づく有害捕獲の強化」等による「捕獲事業の強化」と合わせ、「捕獲事業を支える従事者の育成・確保」、「科学的かつ効率的な鳥獣捕獲を推進するための専門家の育成」等の必要性が強調されています。環境省では平成 26 年に改正し平成 27 年に施行した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に新たに設けた「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「認定鳥獣捕獲等事業」等を活用して捕獲の強化に努めていますが、科学的な野生動物管理システムは確立されているとはいえず、その担い手となる人材も十分に育成・確保できていない状況です。

つきましては、鳥獣の個体群の適正レベルでの管理と地域循環共生圏の創造・維持のために、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 加速する高齢化・人口減少によりますます問題が深刻化する低利用地域において有効な科学的野生動物管理を行うにあたっての現状の法制度等における課題の洗い出しと、その解決のための方策の検討
- 2 低利用地域における環境・社会・経済の諸問題の複雑な関係性を踏まえた野生動物問題の位置づけの科学・学術面からの明確化と、課題解決方策としての科学的野生動物管理システムの具体的なイメージとシステム構築にあたって必要な要件の整理
- 3 密接な連携のもとに科学的野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在から近未来にかけて最適と考えられるあり方の提案（特に、現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成システムについての具体的提案）